

## 1 委託業務名

埼玉県 LINE 公式アカウント機能構築業務

## 2 本業務の目的

埼玉県では、平成28年1月から県公式スマートフォンアプリ「ポケットブックまいたま」（以下「まいたま」という。）を提供している。これまでに累計70万件以上のダウンロードがあり、多くの県民に県政情報を発信してきた。

このまいたまアプリについて、県DX推進施策として、さらに多くの県民がもっと便利で使いやすく、県民ひとりひとりに最適なより幅広い行政情報をプッシュ型で確実にお届けできる「手のひら県庁」を実現するツールとしてリニューアルを行うことが、本業務の目的である。

リニューアルに当たっては、オンプレミスの独自アプリから、スマートフォン利用者の多くが利用するLINEを活用したサービスへと切り替える。

具体的には、埼玉県のLINE公式アカウントに対し、UI/UX及び機能を向上させるサービス又はプログラムを適用するとともに、現行まいたまで実装している優待カード機能を追加することで、これまでより充実強化した情報発信サービスの提供システムを構築する。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和5年2月28日までとする。

ただし、早期リリースが提案された場合、受託者決定後に本県と受託者が協議のうえ、契約終期を前倒しする場合がある。

## 4 予算額

29,944,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※本事業の契約に係る上限額（税込み）であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。

## 5 委託業務の内容

「埼玉県LINE公式アカウント機能構築業務提案要求仕様書」のとおり。

## 6 仕様書の提供方法

本県が提供する埼玉縣市町村共同クラウドに係る「埼玉縣市町村共同クラウドサービス仕様書」については、誓約書【様式第5号】を提出した事業者提供とする。

## 7 応募資格

応募できるのは、次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱

(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) LINE 株式会社の認定パートナー (LINE Biz Partner) のうち、「Technology Partner」として認定されていること。
- (7) 過去5年間に国又は地方公共団体における LINE を活用した業務の開発及び運用・保守業務を受託し、遅滞なく履行した実績を有する者であること。
- (8) 過去5年間にLINEの導入及び友だち数200万件以上の運用実績があること。

## 8 企画提案競技参加及び参加資格の申込

### (1) 提出物

- ア 埼玉県LINE公式アカウント機能構築業務に係る企画提案参加申込書【様式第1号】
- イ 会社概要【様式第2号】  
※併せて会社概要パンフレット等を添付すること。
- ウ スマートフォンアプリ開発及びアプリCMS提供実績調書【様式第3号】

### (2) 提出方法

電子メール、持参又は郵送で提出すること。また、郵送の場合は、原則として書留とすること。

〈提出先〉

埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当

(電子メール) a2290-25@pref.saitama.lg.jp

(住所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第2庁舎10階

(電話) 048-830-2284

※電子メールの場合、提出日のうちに必ず着信確認の電話をすること。

### (3) 提出期限

- ア 電子メール又は持参の場合 令和4年4月28日(木)午後5時まで
- イ 郵送の場合 令和4年4月27日(水)必着

### (4) 参加資格確認結果

参加に必要とされる要件を確認した後、結果を5月13日(金)までに電子メールで通知する。

## 9 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の要件で書類を提出すること。

### (1) 提出物

#### ア 企画提案書

- ・埼玉県LINE公式アカウント機能構築業務企画提案書を提出すること。
- ・日本語で横書きに記載し、目次及びページ番号を付与すること。
- ・提案書本編は図表等を含め40ページ程度(最大50ページの範囲内)で、画面比率16:9又は4:3の1つの電子ファイル(表紙、目次は除く)とすること。また、表紙に「件名」、「社名」を記載すること。
- ・ICTに関する専門的な知識の有無に関わらず審査を行えるよう、提案内容に情報技術

等に関する専門用語を含む場合は、用語の説明を付すなど可能な限り簡潔且つ明瞭に記載すること。

- ・実績等について、パンフレット等がある場合は、企画提案書とは別に添付してもよい。

#### イ 見積書

- ・埼玉県 LINE 公式アカウント機能構築業務提案要求仕様書「提案事項 1 4 及び 1 5」に記載した内容について、見積金額を記載すること。
- ・見積書は任意の様式に税抜額・税込額を併記し、提案事項 1 4 と提案事項 1 5 を分けて 2 種類作成すること。
- ・任意の様式で作成した 2 種類の見積の内訳を、別添「概算見積書」ファイルの「概算見積書（様式）」シートの各項目に、本調達範囲内か範囲外か区別して記載すること。埼玉県市町村共同クラウドを利用予定の場合は、「県クラウド利用予定表」シートにも記載すること。
- ・詳細は、提案事項 1 4 及び 1 5 に記載の注意書きを確認すること。
- ・消費税を含めた額が予定価格を超過した場合は失格となるので注意すること。

#### (2) ファイル形式

企画提案書及び見積書のファイル形式は、Microsoft Office 形式（Office 2019 で使用可能なもの）又は PDF 形式とすること。

#### (3) 提出期限・提出方法

令和 4 年 5 月 2 0 日（金）午後 5 時まで、電子メールにより、「19 担当窓口・提出先」に記載のメールアドレスあて提出すること。電子メールの件名は「【提案書等】埼玉県 LINE 公式アカウント機能構築業務」とすること。

また、到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話により着信の確認を行うこと。

#### (4) 企画提案書の必須記載項目

仕様書に示された「提案事項 1 ～ 1 5」について記載すること。必須記入となっている項目については全て記載すること。

#### (5) その他要件

- ア 企画提案書等の提出については、1 提案者につき 1 提案に限る。複数の提案はできない。
- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を本県の承諾なしに変更することはできない。また、提出された企画提案書等は一切返却しない。

#### (6) 提案書の拘束力

- ア 採用された提案書に記載されている事項及びプレゼンテーションで説明した事項に基づき、契約締結段階において契約書の仕様書に、追加、変更又は削除を行うことがある。
- イ 提案書は契約内容の一部とし、発注者の指示により実施しない提案事項を除き、提案書にある提案事項はすべて履行確認の対象となる。受注者の責により提案事項の履行が確認できなかった場合はペナルティの対象となり、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

#### (7) 提案書の取扱い

- ア 入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、提出された提案書は、すべて「埼玉県情報公開条例」に基づく情報公開の対象とする。提出された企画提案書において企業秘密に該当する部分については、その旨を明示すること。

- イ 提案書の記述が特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

## 10 質問事項受付

募集要項の内容等に関する質問は次のとおり受け付ける。

### (1) 受付期間

令和4年4月12日（火）午後5時まで

### (2) 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書【様式第4号】に記入の上、電子メールで提出すること。

（提出先アドレス）a2290-25@pref.saitama.lg.jp

提出の際の件名は「【質問書】埼玉県 LINE 公式アカウント機能構築業務」とすること。

また、到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で着信の確認を行うこと。

受付期間以外の質問及び指定する書式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、企画提案競技の手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は質問を行った事業者名を伏せて、令和4年4月20日（水）午後5時までに県ホームページに掲載する。

## 11 契約先候補者の選定方法

契約先候補者の審査については、次のとおりとする。

### (1) 第一次審査（書類審査）

ア 企画提案書及び応募資格ほか提出書類に基づく書類審査を実施する。ただし、応募者が3者以下の場合は、応募資格ほか提出書類を確認後、以下「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」の審査のみを実施する。

イ 第一次審査の結果は応募者全員に電子メールで連絡する。

ウ 第一次審査通過者は、3者を想定している。

エ 第一次審査通過者には、第二次審査（プレゼンテーション）を行う。

オ 審査の結果は、5月27日（金）午後5時までに応募者全員に電子メールで連絡する。

### (2) 第二次審査（プレゼンテーション）

ア プレゼンテーションによる審査を令和4年6月2日（木）、3日（金）、6日（月）のいずれかで行う予定である。

イ プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、提案者が訴求したい点等について説明を行うこと。

ウ 埼玉県からの質疑については、応答すること。

エ プレゼンテーションの日時、場所、開催方法（WEB 又は対面）等の詳細は、第一次審査の通過者に第一次審査の結果とともに電子メールで連絡する。

オ プレゼンテーションは、本業務のプロジェクト監理者又はプロジェクト構成メンバーとして従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。

カ 審査の結果は、6月上旬にプレゼンテーション実施者全員に電子メールで連絡する。

## 1.2 失格要件

企画提案書の「提案事項 1～14」のうち必須項目について記載していない者及びプレゼンテーション審査に応じない入札参加者は失格とする。

## 1.3 契約先候補者の決定方法

県は業務に関する企画提案競技審査委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類を総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者に決定する。

## 1.4 契約の相手方の決定方法

業務内容に関する細目事項等について、提案された内容を加え、契約先候補者と県の間で協議の上、委託契約書を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

また、協議の上、企画提案の一部を変更する場合もある。

## 1.5 契約保証金

- (1) 「14 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の100分の1以上)を納めること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 1.6 その他留意事項

- (1) この企画提案競技に関して要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 埼玉県が提供した資料等については、第三者に漏らしたり、この企画提案競技及び契約以外の目的で使用することは禁止する。

## 1.7 配布資料

- (1) 募集要項
- (2) 募集要項【様式第1号】 埼玉県 LINE 公式アカウント機能構築業務に係る企画提案参加申込書
- (3) 募集要項【様式第2号】 会社概要
- (4) 募集要項【様式第3号】 開発・運用実績
- (5) 募集要項【様式第4号】 質問書
- (6) 募集要項【様式第5号】 秘密保持に関する誓約書
- (7) 落札者決定基準・技術評価項目書
- (8) 契約書(案)
- (9) 埼玉県 LINE 公式アカウント機能構築業務委託提案要求仕様書
- (10) 仕様書別紙「埼玉縣市町村共同クラウドサービス仕様書」  
※非公開。上記(6)【様式第5号】秘密保持に関する誓約書を提出した事業者にのみ提供。
- (11) 概算見積書

**18 スケジュール**

日程	内容	備考
4月4日(月)	公募(ホームページ掲載)	
4月12日(火) 17:00 まで	質問の提出期限	
4月20日(水) 17:00 まで	質問に対する回答(県)	
4月28日(木) 17:00 まで	企画提案競技への参加申込み締切	郵送の場合は27日(水)必着
5月13日(金) 17:00 まで	資格確認結果通知(県)	
5月20日(金) 17:00 まで	企画提案書の提出期限	
5月27日(金) 17:00 まで	第一次審査(書類審査)の結果通知(県)	4者以上参加の場合のみ
6月2日(木)	第二次審査(プレゼンテーション)	・予備日 6/3(金)・6/6(月) ・参加が必須要件
6月中	契約先候補者決定通知・契約締結	

**19 担当窓口・提出先**

<p> <b>■名称</b> 埼玉県企画財政部情報システム戦略課 県民サービス・システム共同化担当  <b>■所在地</b> 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号                      (埼玉県庁第二庁舎10階)  <b>■電話番号</b> 048-830-2284(直通)  <b>■メールアドレス</b> <a href="mailto:a2290-25@pref.saitama.lg.jp">a2290-25@pref.saitama.lg.jp</a> </p>
---